

三重県地域産業振興条例一部改正（案）の概要

【改正項目】

1. 「地域間の連携」について
2. 「教育機関」について
3. 「情報通信技術の活用」について
4. 「流通」について
5. 「国際的視点」について
6. 「産業に携わる者の意見の反映」について
7. 「検討事項」について

1. 「地域間の連携」について

(1) 改正条文案

(基本理念)

第一条 地域における産業の振興は、環境と調和のとれた産業の持続的かつ多様な発展により快適で魅力ある地域社会が実現されることを基本とし、産業に携わる者及び産業の担い手となる者の能力が十分に発揮され、自らの創意工夫及び、地域の特性を生かした活動及び地域間の連携が助長されることにより、地域における各々の産業の基盤の強化が図られることを旨として、行われなければならない。

(2) 改正意図

産業の振興を図るには、地域間の連携も考慮する必要があるが、この旨が現行文言においては明確ではないため、これを基本理念に明記することとした。

2. 「教育機関」について

(1) 改正条文案

(県の責務)

第二条 (略)

2 県は、地域における産業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、産業に携わる者、教育機関、研究機関、地域住民等との相互の緊密な連携協力を努めなければならない。

(2) 改正意図

人材育成や若者が地域の将来に希望を抱くことのできる活力ある地域社会を実現するためには、教育機関との連携が重要であることから、これを文言上明記することとした。

3. 「情報通信技術の活用」について

(1) 改正条文案

(基本方針)

第五条 県は、次に掲げる産業の振興に係る基本方針に基づき、地域における産業の振興に関する施策を実施するものとする。

一 (略)

二 情報通信技術の活用、産業の高付加価値化、経営の革新及び新たな産業の創出を促進すること。

三～八 (略)

2・3 (略)

(2) 改正意図

IT化が進んだ今日においては、産業の振興にとって、情報通信技術の活用が重要であることから、これを基本方針に明記することとした。

4. 「流通」について

(1) 改正条文案

(基本方針)

第五条 県は、次に掲げる産業の振興に係る基本方針に基づき、地域における産業の振興に関する施策を実施するものとする。

一～五 (略)

六 安全で安心な農林水産物及び製品等の生産及び流通を促進すること。

七・八 (略)

2・3 (略)

(2) 改正意図

流通の促進は、産業の振興にとって重要であることから、これを基本方針に明記することとした。

5. 「国際的視点」について

(1) 改正条文案

(基本方針)

第五条 県は、次に掲げる産業の振興に係る基本方針に基づき、地域における産業の振興に関する施策を実施するものとする。

一～八 (略)

九 国際的視点に立った産業活動を促進すること。

2・3 (略)

(2) 改正意図

社会経済活動における国際化が進展する中、国際的視点に立った産業活動の促進が重要であることから、これを基本方針に明記することとした。

6. 「産業に携わる者の意見の反映」について

(1) 改正条文案

(地域の特性に応じた産業の振興)

第六条 県は、前条の基本方針を勘案し、県内の各地域の特性に応じた産業の振興を、地域別に、効果的かつ計画的に推進するよう努めなければならない。この場合において、県は、地域の住民、市町、産業に携わる者等との協働及びこれらの者の意見の施策への反映に努めるものとする。

(2) 改正意図

産業の振興を図るに当たっては、県と関係者との協働が必要であり、特に関係者の意見を施策に反映することが重要であることから、これを文言上明記することとした。

7. 「検討事項」について

(1) 改正条文案

附 則

1 (略)

2 この条例の規定については、~~この条例の施行後五年を目途として、~~経済的社会的環境の変化及びこの条例の施行の状況を勘案して必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(2) 改正意図

経済的社会的環境の変化が激しい今日においては、本条例がこの変化の流れに対応できているかを確認することが重要であることから、必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられることとした。